

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担当課	健康推進課
委託業務名	地域健康づくり推進事業業務
委託業務場所	大津市浜大津四丁目1番1号
概要	市民の健康づくりを支援することを目的とし、①食育推進事業(より良い食生活習慣の徹底のための啓発活動)、②身体活動・運動推進事業(日常生活の活発化や運動を習慣づけるための啓発活動)、③生活習慣改善事業(生活習慣改善のための啓発活動)、④声かけ事業(市が行う各種健診の受診勧奨や健康づくりのための助言)を地域住民の身近な学区で実施する。
契約期間	令和8年4月1日 から 令和9年3月31日まで
契約年月日	令和8年4月1日
契約金額	1,170,000 円
契約の相手方	[所在地] 大津市浜大津四丁目1番1号 明日都浜大津 [名称] 大津市健康推進連絡協議会
契約相手方の選定理由	地域健康づくり推進事業は、健康寿命の延伸と健康格差の縮小を目的として、市内各地域において食育推進、身体活動・運動推進、生活習慣改善に係る講座開催、啓発活動などを実施するものであり、事業従事者には健康に関する様々な知識、経験等が求められる。ついては、本市が主催する「健康推進員養成講座」を受講し、管理栄養士、保健師、健康運動指導士等から健康推進活動に要する知識等を学んだ健康推進員で構成され、市内で広く活動が可能な上記団体を選定するもの。
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

(注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。

2 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号を根拠とする政策随意契約については、別途公表をしています。